

事務連絡
令和5年12月26日

各都道府県 児童福祉主管課 御中
障害保健福祉主管課

こども家庭庁支援局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について

平素より、ひとり親家庭等及び障害児への支援につきまして格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

令和5年の「地方分権改革に関する提案募集」における地方からの提案において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当（以下「児童扶養手当等」という。）の受給資格の認定に当たって必要となる内容の証明を行う者について、その範囲の拡大を求める等の提案がなされ、今般「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、下記のとおりお示しすることとしたため、各都道府県においては、運用について遺憾のなきようお願いするとともに、管内市区町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 証明者について

児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）において、児童扶養手当等の受給資格の認定を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、「対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにできる書類」等を提出することとなっている。当該書類については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）等において、「本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明書」とされているが、証明書を記載する者（以下、「証明書記載者」という。）については、必ずしも上記に列記された者に限定されるものではなく、以下に記載している者についても証明書記載者になり得るため、地域や受給資格者の状況等を踏まえ児童扶養手当等の受

給資格の認定事務を行っていただきたい。

【証明書記載者（児童扶養手当）】母子生活支援施設の長、母子父子自立支援員、婦人相談員、市区町村の長、福祉事務所長、生活保護等のケースワーカー及び児童相談所の長（※1）、児童扶養手当等の担当者（※2）など

【証明書記載者（特別児童扶養手当）】児童発達支援センターの長、障害児通所支援事業所の長、障害児相談支援事業所の長、市区町村の長、福祉事務所長、生活保護等のケースワーカー及び児童相談所の長（※1）、特別児童扶養手当等の担当者（※2）など

※1 自治体において証明書記載者が異なることが想定されることから、同じ自治体職員であるが、市区町村の長、福祉事務所長、生活保護等のケースワーカー及び児童相談所長を例示している。

※2 地域の実情や請求者の状況、各自治体における認定事務の取扱いなどを踏まえ、児童扶養手当等の事務の担当職員以外の証明が難しい場合には当該職員が証明書記載者となっても差し支えない。

2. 証明書記載者の負担軽減について

社会情勢の変化に伴い証明書記載者の負担が増加していることから、証明書記載者の負担軽減を図るため、必要に応じ、地域の実情等を踏まえながら、以下に記載している対応等を実施していただきたい。

- ・証明書記載者に対し、児童扶養手当法等の法律の趣旨や、制度等の説明を行う
- ・請求者に対し、証明書記載者へ依頼する際の注意事項を伝達する
- ・担当職員が事前に証明書記載者に連絡する等、証明書記載者と事前の調整を行った上で請求者につなぐ
- ・証明書記載者から求めがあった場合は、担当職員が請求者に同行する
- ・請求者と証明書記載者の間で伝えづらい点等があれば、担当職員に連絡するよう案内を行う
- ・証明書記載者宅での証明が難しい場合は、証明書記載者に自治体窓口に来庁してもらい、相談に応じる等の配慮を行った上で証明を求める

（担当係）

児童扶養手当

こども家庭庁支援局家庭福祉課 扶養手当係

E-mail : kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp

特別児童扶養手当

厚生労働省障害保健福祉部企画課 手当係

E-mail : tokuji@mhlw.go.jp